



しゃ ぎょう
社 協
だより

てんり

だい 23 号
第23号

れい わ ねん がつ はっこう
令和 4 年 3 月 発行

きょうどう ぼ きんうんどう れい わ ねん ど がつ にち ぜんこくいつ せい てん かい てん り し えん
共同 募金運動は、令和 3 年度も 10 月 1 日から全国一斉に展開され、天理市では 5,070,835 円の
ぼ きん よ みな よ きちよう ぼ きん てん り し ち いきふく し かつどうすいしん
募金が寄せられました。皆さまからお寄せいただいた貴重な募金は、天理市の地域福祉活動推進の
かつよう あたた きょうりよく
ために活用させていただきます。温かいご 協 力 をありがとうございました。

しゅるいべつきんがく 種類別金額

ぼ きん く ぶん 募 金 区 分	きん ぐく えん 金 額 (円)
こ べつ ぼ きん 戸 別 募 金	1,871,390
ほうじん とく し か ぼ きん 法人・篤志家募金	2,805,261
がい とう ぼ きん 街 頭 募 金	25,914
がっ こう ぼ きん 学 校 募 金	123,413
しよく いき ぼ きん 職 域 募 金	139,165
そ の た ぼ きん 其 他 の 募 金	105,680
り そく 利 息	12
ごう けい 合 計	5,070,835

(令和3年12月31日現在)



ぼ きん な ら けんきょうどう ぼ きんかい そうきん ご
募金は、奈良県 共同募金会へ送金し、その後、
あらた な ら けんきょうどう ぼ きんかい ち いきふく し はいぶんきん
改めて奈良県 共同募金会から地域福祉配分金とし
て、天理市社会福祉 協議会に交付されます。

てん り し きょうどう ぼ きん いんかい しん さ いんかい
そして、天理市 共同募金委員会の審査委員会で
しん さ へ し ない ふく し し せつ だんたいおよ ふく し かつ
の審査を経て、市内の福祉施設・団体及び福祉活
動のために「赤い羽根 共同募金助成金事業」とし
て助成されます。

● さいまつ ぼ きん 歳末たすけあい募金 ●

さいまつ うんどう れい わ ねん がつ にち にち じっ し おお かたがた あたた ぜん い
歳末たすけあい運動は、令和 3 年 12 月 1 日から 31 日まで実施し、多くの方々から温かい善意
の ご 協 力 をいただき、生活困 窮 世帯に歳末見舞金としてお渡ししました。

ぼ きん めい 募 金 名	きん ぐく えん 金 額 (円)	し しゅつ めい さい 支 出 明 細	きん ぐく えん 金 額 (円)
さいまつ ぼ きん 歳末たすけあい募金	1,405,601	さいまつ み まいきん へん 歳末見舞金 (239人 × 3,000円)	717,000
り そく 利 息	2	ざん きん 残 金	688,603
ごう けい 合 計	1,405,603	ごう けい 合 計	1,405,603

(令和3年12月31日現在)

はっこう しゃかいふく し ほうじん てん り し しゃかいふく し きょう ぎかい てん り し たいのしょうちょう
発行 社会福祉法人 天理市社会福祉 協議会 〒632-0071 天理市田井 庄 町 723
TEL: 61-2200 FAX: 69-5201 <http://www.tenri-shakyo.jp>

● 生活福祉資金貸付事業 ●

低所得者世帯の自立及び失業者支援のため、奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務を受託し、民生委員・児童委員の協力のもと貸付を行っています。

総合支援資金	失業などにより、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労相談、家計指導等）を行うことにより自立が見込まれる世帯に対し生活費等として貸し付ける資金
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し貸し付ける資金
教育支援資金	低所得世帯に属する者の高校、大学又は高専に修学するための経費に対し貸し付ける資金
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対して、一定の住居用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
臨時特例つなぎ資金	公的給付制度給付金又は公的貸付制度貸付金の交付まで貸し付ける資金

また、令和2年3月25日より、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の受付業務を行っています。

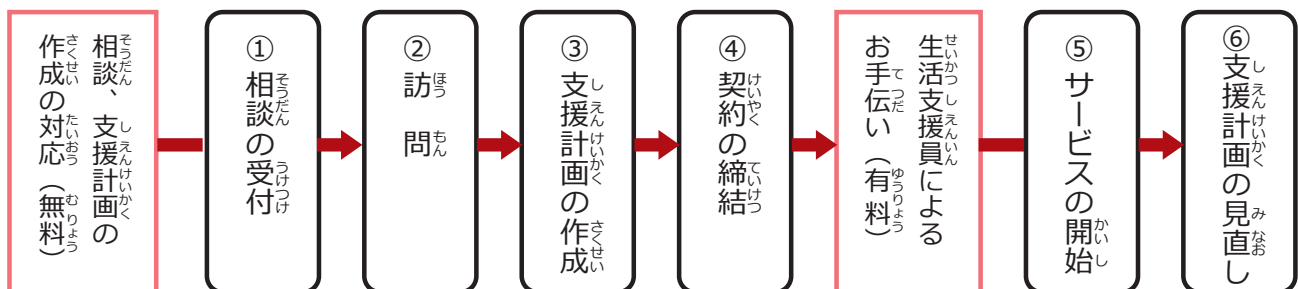
緊急小口資金	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に貸し付ける資金
総合支援資金	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に貸し付ける資金

※ 各貸付には条件があります。詳しくは天理市社会福祉協議会までお問い合わせください。

● 日常生活自立支援事業 ●

物忘れのある高齢者や、生活に不安のある知的障害・精神障害をお持ちの方が、介護などのサービスに関することやふだんのお金の扱いについて、安心して生活ができるようお手伝いします。

利用（支援）開始までの流れ



※ 詳しくは天理市社会福祉協議会までお問い合わせください。

お礼とご報告

● 善意銀行事業 ●

令和3年1月1日から令和3年12月31日までに、1名の方及び1団体より11,000円のご寄付と、4団体より車イス・着脱式車イスの緊急避難装置・天理米の寄贈をいただきました。
皆さまからの温かい善意によるご寄付等につきましては、社会福祉事業のため、有効に活用させていただきます。

天理市善意銀行は、皆さまからの温かい心により大きく育っています。今後ともよろしく願いします。

寄 付 者 (敬 称 略)	寄 付 額・寄 贈 物 品 (円)
とく 匿 名	1,000 円
てん り 天理ひまわり編み編み会	10,000 円
イオンタウン天理同友店会	車イス1台
ダイガスグループ小さな 灯 運動	着脱式車イスの緊急避難装置
ピップ株式会社	車イス2台
天理市 集落営農組織等連絡協議会	天理米 90 kg



イオンタウン天理同友店会様より車イスの寄贈を受けている様子

緊急又は、一時的に短期間、車イスを必要とする方に対し、無料で貸出しします。



天理市 集落営農組織等連絡協議会様より天理米の寄贈を受けている様子

こども食堂を運営している希望団体に分配しました。

● 地域福祉活動の推進 ●

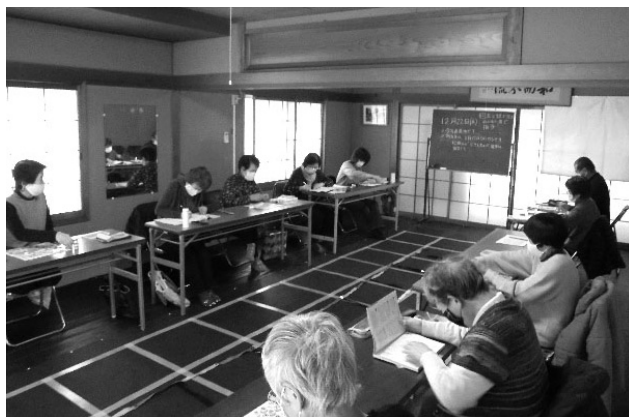
ふれあいサロンの支援を通じて、小地域ネットワークの確立を推進するとともに、地域住民が相互に助け合える地域支援体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのふれあいサロン活動は、開催の中止や交流の制限を余儀なくされています。

そのような中、感染が落ち着いたタイミングで、開催時間を短くし、参加者を2回に分け、広い部屋に変更するなどの感染予防対策をし、取り組みは続けられています。

また、改めて、お互いの顔を見て交流することが、いかに大切であるか気付かされたとの声も聞かれています。

今後も、社協は、地域とのつながりを絶やさないよう、地域の方々と一緒に活動を進めていきます。



● 心配ごと相談事業 ●

日常生活での困りごと、心配ごとの相談に相談員が応じます。

心配ごとをお聴きしながら、必要に応じて関係機関につなぐなど、解決の方法を一緒に考えます。

「こんなこと、一体どこに（誰に）相談すればいいのだろう…」とお困りの方、まずは一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

日時：毎週木曜日、9時から12時まで

場所：天理市役所一階の相談室

相談員：民生委員・児童委員





てんりしさいがい 天理市災害ボランティアセンター



てんりししゃかいふくしきょうぎかい 天理市社会福祉協議会では、市内で大規模な災害が発生したとき、天理市と締結した協定書により市の要請がある場合は、災害ボランティアセンターを設置します。

さいがい 災害ボランティアセンターは、市の災害対策本部との連携により、災害時において迅速に円滑な支援活動を行うため運営します。

さいがい 災害ボランティアセンターでは、被災者の支援や被災から復興に向けた地域の自立をサポートするため、ボランティアの受入れと活動ニーズの調整やコーディネートを行います。

災害ボランティア

さいがい 災害ボランティアセンターの役割とは・・・

- ◆被災者が元の生活に早く戻れるように、ボランティアと協力して支援すること
- ◆ボランティアで集まった人たちが効率的に活動できるよう調整すること

てんりしさいがい 天理市災害ボランティア事前登録者を募集しています。



てんりししゃかいふくしきょうぎかい 天理市社会福祉協議会では、市内で大規模な災害が発生したとき、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者の生活再建に向けた様々な支援活動に取り組みます。

そこで、迅速な被災者支援につなげるため、また、円滑で効果的なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアの事前登録を随時受付しています。

さいがい 災害に強い地域を作るために、一人でも多くの方のご協力をお願いします。

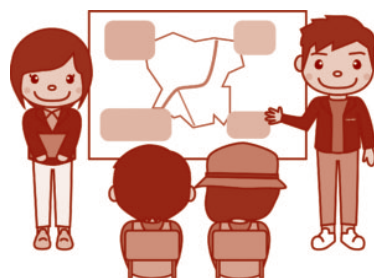
◇登録条件：天理市内に在住、勤務、在学している個人及び団体 ※登録しようとする日において15歳以上の方（18歳未満の方は親権者の承諾を得た方）

◇活動内容：災害ボランティアセンターの運営協力、被災者支援活動、復興支援のための活動

◇登録・申込み：随時、受付しています。（申込書を天理市社会福祉協議会へ提出してください。）※申込書は、天理市社会福祉協議会にございます。

または、ホームページからダウンロードも可能です。

せんもんてき かつどう かろう
専門的な活動が可能なボランティア
（看護師、保健師、ヘルパーの資格や
実務経験がある方、手話通訳ができる方、
大工や建築士など専門知識がある人）の
登録もお待ちしています。



災害ボランティア

天理市立地域活動支援センター

当センターは、在宅で生活する障害をお持ちの方に必要に応じた各種のサービスをご利用いただき、自立の促進・生活の改善・身体機能の維持向上並びに家族の身体的・精神的負担を軽減することを目

1. 利用対象者

天理市にお住まいの18才以上65才未満で、日常生活を営むのに支障がある在宅の身体障害者(身体障害者手帳をお持ちの方)です。

ただし、次に該当される方は、利用を制限することがあります。

- ① 感染症疾患のある方
- ② 入院治療の必要な方
- ③ 送迎及び入浴に耐えられない方
- ④ 著しく他の利用者に迷惑をかける方



3. 利用時間

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時
休館日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月28日～1月4日

4. 費用

- ① 天理市立地域活動支援センター条例に定める利用料金の1割
- ② 給食費 実費
- ③ その他必要な費用(創作活動の材料費実費など)

その他の主な活動・・・

バドミントン、風船バレー、カラオケや夏祭り、運動会、クリスマス会など四季を感じる楽しい行事を行います。

◇お問い合わせ◇

天理市立地域活動支援センター

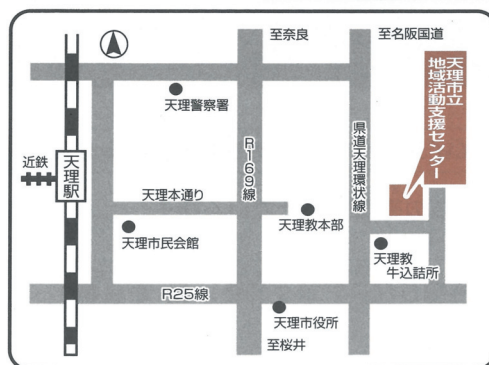
〒632-0013 天理市豊井町 87 番地

TEL (0743) 62-6401 FAX (0743) 62-6402



2. サービス内容

- ① 機能訓練
リハビリ指導(月3回)、歯磨き指導、体操など
- ② 社会適応訓練
外出(買い物など)
- ③ 更生相談
介護などに関する相談
- ④ 創作活動
フラワーアレンジ、トールペイントなど
- ⑤ 給食サービス
食事の準備・配膳、食事介助などを行います。
- ⑥ 入浴サービス
特殊浴槽で入浴介助を行います。
- ⑦ 送迎サービス
車イスに乗ったままで乗降できるリフト車及び軽自動車での送迎を行います。



てんりししょうがいしゃ 天理市障害者ふれあいセンター

ふれあいセンターは、^{しょうがいしゃ}障害者（児）の^{きょうよう}教養の^{こうじょうなら}向上並び
に文化及びスポーツの^{ふんか およ}振興を図り、^{しんこう}地域^{はか}住民とふれあう
機会を^{きかい}設け、^{もう}福祉の^{ふくし}増進を^{ぞうしん}目的とした^{もくてき}運営を^{うんえい}行っています。
その他にも^{ほかに}教室や^{きょうしつ}イベントも^{かいさい}開催しています。



◆^{かいかん し かん}開館時間^{ごぜん} 午前9時から^{ごご}午後9時^し

※利用^{りようもうしこ}申込みについては、原則として利用日^{げんそく}の^{りようび}7日前までの^{にちまえ}申込みに限りますが、^{もうしこ}1週間以内^{かぎ}
（当日も含む）であつても空いている場合は利用していただくことができます。ただし、^{しゅうかん い}1週間以
内の^{ない}利用予約は、^{りようやく}9時から^し17時までの^{あいだ}間の^{じかん}時間に^{かぎ}限ります。また、^{でんわ}電話での^{かりやく}仮予約もできます。

◆^{りようりょうきん}利用料金（1時間あたり）^{じかん あ}

◎アリーナ（全面）^{ぜんめん} 1,200 円（半面）^{はんめん} 600 円 ◎会議室 ^{かいぎしつ} 200 円 ◎研修室 ^{けんしゅうしつ} 200 円
◎教養文化室 ^{きょうようぶんかしつ} 100 円 ◎視聴覚・音楽室 ^{しちょうかく おんがくしつ} 200 円



アリーナ



会議室・研修室



視聴覚・音楽室



教養文化室

◆^{きゅうかん び}休館日

月曜日と国民の祝日及び

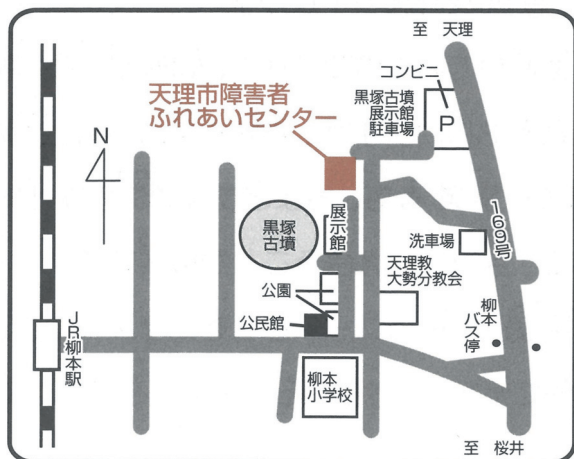
12月28日～1月4日

月曜日が祝日の場合は月・火曜日が休館

◆^たその他

当センターは^{しょうがいしゃ}障害者の方以外に^{かた い がい いっぱん}一般の方も、
ご利用いただけます。

「^{きょうよう}教養」・「^{ぶんか}文化」・「^{うんどう}運動」など、^{さまざま}様々な
目的の利用が可能となっています。



お問い合わせ

〒632-0052 天理市 柳本町 719

天理市障害者ふれあいセンター

TEL 0743-67-2188

FAX 0743-66-3611

ふれあいセンター 教室のご案内

初めての方でも大歓迎です。みなさんのご参加お待ちしております。

バドミントン 教室

6月～2月 第4日曜日（8月は休み） 10:30～12:00 定員20名
【対象】 天理市在住の知的障害者（児）・身体障害者（児）とその家族

カラオケ 教室

6月～2月 第2・4金曜日（8月は休み） 10:00～12:00 定員20名
【対象】 天理市在住の知的障害者・身体障害者

はギズスポーツ 教室

6月～1月 第3土曜日（8月は休み） 14:00～16:00 定員10組
【対象】 天理市在住の知的障害児と保護者等

トールペイント 教室

6月～12月 第1土曜日 10:00～11:30 定員5名
【対象】 天理市在住の知的障害者（児）・身体障害者（児）

障害者パソコン 教室

身体障害者の部 9月～12月 毎週木曜日 10:00～12:00 定員8名
【対象】 天理市在住の身体障害者
知的・精神障害者の部 9月～12月 毎週日曜日 10:00～12:00 定員8名
【対象】 天理市在住の知的障害者（児）・精神障害者（児）9歳以上

※各教室の開催日・開催時間（予定）は都合により変更になる場合があります。また、教室に参加される場合は事前に申込みが必要となります。申込みにつきましては4月以降の「町から町へ」に掲載を予定していますのでご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室の開催を中止する場合があります。

天理市地域福祉活動計画を策定しました。

誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、

思いやりと生きがいのあるまち・天理

市民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、家族、友人、知人とのつながりを大切に、地域住民がともに支え合い、助け合いながら、社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができるまちをめざします。

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ

みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）

基本目標Ⅱ

暮らしを支える地域福祉施策の推進（仕組みづくり）

基本目標Ⅲ

いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）